

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
・一般公務員と教員の関係見直し（人材確保法等）、教育委員会の在り方の見直し	文部科学省	・今後公務員制度改革の検討状況を見極めつつ対応			
ホ. その他の制度改革					
国と地方の役割分担を踏まえ、国の関与を縮小しつつ地方の自立を促す観点に立った具体案をお示いただきたい。 (7月19日総理指示)	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から、義務教育費国庫負担金について、共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化（今年度末までに所要の法改正） ・平成15年度から、学級編制の一層の弾力化、加配教職員に係るメニューの大括り化、定数の柔軟な活用など教職員配置の弾力化を推進（今年度末までに所要の政令改正等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の役割分担及び費用負担の在り方の見直しを踏まえた国庫補助負担金の縮減 ・義務教育に関する地方の自由度の拡大 	引き続き所要の検討を行う。	<p>義務教育費国庫負担金について、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては、関係省庁間における継続検討課題とし、平成16年度予算編成までに結論を得る。また、平成16年度において公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。さらに、義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」の期間中（平成18年度末まで）に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。その他、関連する諸制度の見直しとして、次に掲げるものを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定の権限の移譲 ○市町村費による教職員配置 ○機動的・弾力的な教員人事を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し ○義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討

<p>○義務教育（国庫負担制度等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担金削減（負担対象経費の見直し） ・国庫負担制度の在り方の抜本的な見直し 	<p>文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から、義務教育費国庫負担金について、共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化（今年度末までに所要の法改正） ・平成15年度から、学級編制の一層の弾力化、加配教職員に係るメニューの大括り化、定数の柔軟な活用など教職員配置の弾力化を推進（今年度末までに所要の政令改正等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の役割分担及び費用負担の在り方の見直しを踏まえた国庫補助負担金の縮減 ・義務教育に関する地方の自由度の拡大 	<p>引き続き所要の検討を行う。</p>	<p>義務教育費国庫負担金について、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては、関係省庁間における継続検討課題とし、平成16年度予算編成までに結論を得る。また、平成16年度において公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。さらに、義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」の期間中（平成18年度末まで）に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</p> <p>この他、関連する諸制度の見直しとして、次に掲げるものを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定の権限の移譲 ○市町村費による教職員配置 ○機動的・弾力的な教員人事を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し ○義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討
<ul style="list-style-type: none"> ・一般公務員と教員の関係見直し（人材確保法等）、教育委員会の在り方の見直し 	<p>文部科学省</p>	<p>各種会議等で、若い世代・女性・保護者を教育委員に選任すること、小規模市町村教育委員会を充実すること、オープンな教育委員会とすることの3点を中心に、教育委員会の活性化を進めるよう促した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方公共団体の教育委員会において、活性化のための様々な取組が進んでいる。 		<p>複数の教育委員会が共同して教育行政を遂行する広域化を支援するための事業を実施。（平成15年度予算案50百万円）</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<ul style="list-style-type: none"> 産学連携を円滑化し、大学発ベンチャーの創造を加速化するため、以下のような規制改革を行う。 大学設置認可の弾力化・大学設置基準の緩和(学校教育法の改正(臨時国会)等)。 	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に(平成14年6月)。 構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。 学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。 「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。 大学設置審査に係る基準について、それぞれ規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに一貫性を高め、明確化を図る観点から、原則として告示以上の法令で規定。 さらに、大学設置基準等に規定されている校地・校舎の面積基準等の緩和を図るとともに、学部レベルでも授業を校舎等以外の場 	<ul style="list-style-type: none"> 大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。 構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。 		<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。 特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。
<ul style="list-style-type: none"> 国有施設使用要件の柔軟化(構造改革特別区域法(仮称)による研究交流促進法の特例(臨時国会))。 	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。 		<ul style="list-style-type: none"> 特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。

ホ. その他の制度改革

<p>・産学連携を円滑化し、大学発ベンチャーの創造を加速化するため、以下のような規制改革を行う。 大学設置認可の弾力化・大学設置基準の緩和(学校教育法の改正(臨時国会)等)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に(平成14年6月)。 ・構造改革特別区域法が平成14年度臨時国会で成立したことにより、国立大学等の国有施設・敷地の使用要件等が緩和される予定。 ・学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った。 ・「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定)における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃した。 ・大学設置審査に係る基準について、それぞれ規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに一貫性を高め、明確化を図る観点から、原則として告示以上の法令で規定。 ・さらに、大学設置基準等に規定されている校地・校舎の面積基準等の緩和を図るとともに、学部レ</p>	<p>・大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。 ・構造改革特別区域法により、国立大学等の国有施設・敷地の廉価使用の範囲の拡大、要件の緩和が図られることとなった。</p>	<p>—</p>	<p>・制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。 ・特区について地方自治体から申請があった際には出来る限り迅速に対応する。</p>
<p>地方公共団体から国立大学等への寄附を可能とする(地方財政再建促進特別措置法施行令の改正)。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年11月に一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学、研究開発関連法人等への寄附金等の支出を可能とする政令が施行された。</p>	<p>地方財政再建促進特別措置法によって地方公共団体からの寄附等を制限されている国立大学、研究開発関連法人等と、地方公共団体の連携・協力をより円滑にするための制度改革が行われた。</p>	<p>—</p>	<p>国立大学、研究開発関連法人等への情報提供等により、国立大学、研究開発関連法人等と地方公共団体のより円滑な連携・協力を推進する。</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<p>八. 規制改革</p>					
<p>○認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 ・待機児童の多い地域における定員基準の弾力化等既 に実施された規制緩和の地方公共団体に対する周知徹底 ・一定の設備に関わる設置基準等の見直し（検討に着手、逐次実施）</p>		<p>○保育所分園の規制緩和（定員規制、分園数規制等）を実施（「保育所分園の設置運営について」の一部改正について）【平成14年5月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0521002号】。 ○一定の設備に関わる設置基準の見直しを実施（「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」（平成14年厚生労働省令第168号）、「児童福祉法施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第1225008号）） ○全国の市町村を対象に、待機児童解消や各種子育て支援等に係る市町村に係る市町村の先行事例を紹介する会議を開催（平成14年度全国5箇所）。 ○既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施（「待機児童ゼロ作戦の推進について」平成14年10月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第1017001号、「待機児童ゼロ作戦の推進方策について」平成14年10月雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第1017001号、地方公共団体を対象とした担当者会議）</p>			<p>○平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室を兼用し、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置する。</p>

<p>○保育所と幼稚園の施設共用化、保育士資格の名称独占の制度化等</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○地域の実情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところであり、その促進に努めたところ。 ○児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)により、保育士の名称独占を制度化したところ。 ○「構造改革特の第2次提案に関する政府の対応方針」(平成15年2月27日構造改革特区推進本部決定)において、共用化指針による施設においては、一定の条件を満たす場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を保育することを認めることとしたところ。</p>	<p>幼稚園・保育所の共用化施設数 171件[累計] (平成14年5月現在)</p>		<p>○平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室を兼用し、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置する。</p>
---------------------------------------	--------------	--	--	--	--

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>・関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。また、ケアハウス、保育所及び学校等にPFIを活用する。</p>	厚生労働省	<p><水道> 水道法改正により、平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としたところ。</p>	<p>浄水施設管理等について民間委託を行った実績（15年1月末現在厚生労働大臣認可水道事業者については1件）が得られている。</p>	<p>水道法改正により、技術上の管理について業務委託を制度化したところであり、今後ガイドライン等の整備により、本制度を活用しやすい環境を整備する。</p>	<p>①②第三者委託制度の運用について、水道事業者等に情報提供を行うとともに、第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集の検討を行う。 ③第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集を整備する。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>総務省、経済産業省、国土交通省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討している。</p> <p>また、テレワークの普及促進を図るため、以下の施策を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅就業者が様々な仲介機関を探し出し、自分に適した仕事を探し出すことを可能とするため、仲介機関に関する情報を収集し、在宅就業者に対して提供する事業を行った。 ・テレワークシンポジウム等により、テレワークの普及促進を行った。 ・テレワーク相談センターにおける相談等を行った。 ・非雇用型の在宅ワーカーを対象に、契約に係る最低限のルールとして、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発を行った。 ・在宅ワーカー希望者等を対象に、在宅ワークに必要な基礎知識やノウハウを提供するための各種支援事業を実施した。 	<p>総務省、経済産業省、国土交通省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。</p> <p>また、テレワークの普及促進を図るための施策を通じ、適正なテレワークの推進を図ったところ。</p>	<p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、総務省、経済産業省、国土交通省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していく必要がある。また、適正なテレワークを推進する観点から今後とも、テレワーク普及啓発活動の継続的な実施が必要である。</p>	<p>①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。</p> <p>②また、在宅勤務に伴う労務管理上の様々な問題を解消するために、就労形態に即した労働時間等の労働条件や職場としての環境の整備等、労務管理の在り方について検討委員会を設置し、労働基準行政上の取扱いを明確にし、ガイドラインの作成を行い、説明会等の開催により広く事業主等に対し周知を図る予定。</p>
--	------------------------------	---	---	---	--

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用 従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。 (骨太の方針2002)</p>	厚生労働省	<p><水道> 水道法改正により、平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としたところ。</p>	<p>浄水施設管理等について民間委託を行った実績（15年1月末現在厚生労働大臣認可水道事業者については1件）が得られている。</p>	<p>水道法改正により、技術上の管理について業務委託を制度化したところであり、今後ガイドライン等の整備により、本制度を活用しやすい環境を整備する。</p>	<p>①②第三者委託制度の運用について、水道事業者等に情報提供を行うとともに、第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集の検討を行う。 ③第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集を整備する。</p>
<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 (7月19日総理指示)</p>	厚生労働省	<p><u>保育所の分園の定員規制の緩和など分園基準の弾力化</u> ・保育所分園の規制緩和（定員規制、分園数規制等）を実施（「保育所分園の設置運営について」の一部改正について）平成14年5月21日雇発第0521002号）。</p>		<p>待機児童の多い地域等における活用を推進していく必要がある。</p>	<p>地方公共団体を対象とした担当者会議等において、分園基準の弾力化について、周知徹底を図る予定。</p>

	<p><サービスの質の向上のための構造改革特区の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次提案について、特区において9項目、全国において40項目の事項について対応することとした（「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定））。 ・第2次提案について、特区において10項目、全国において12項目の事項について対応することとした（「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定））。 ・第2次提案で対応することとした事項のうち、「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任」が盛り込まれた「構造改革特別区域法の一部改正法案」が国会に提出（予定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次提案で対応することとした事項のうち、「県立の農業大学校の届出による無料職業紹介事業の容認」、「社会保険労務士の業務に労働契約の締結等の代理の業務を追加」及び「公設民営方式又はPFI方式による株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入の容認」の3項目が盛り込まれた「構造改革特別区域法」が成立（平成14年12月11日）。 ・平成15年4月1日より、自治体の特区計画の認定申請の受付を内閣官房において開始予定。 		<ul style="list-style-type: none"> ・特区及び全国で対応することとした事項の着実な実施。 ・第3次提案を6月1日より内閣官房において受け付けることとなっており、自治体からの提案について、真摯に検討。
--	--	---	--	--

<p>・必置規制の見直し（厚生労働省関係等） ・地方自治体関係業務の再整理（厚生労働関係等）</p>	<p>厚生労働省等</p>	<p><幼保一元化問題等> ○地域の実情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところであり、その促進に努めたところ。 ○幼稚園教諭・保育士両資格の同時取得がしやすくなるよう、14年度において、保育士養成課程の見直しを実施。 ○「構造改革特区の第2次提案に関する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特区推進本部決定）において、共用化指針による施設においては、一定の条件を満たす場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を保育することを認めることとしたところ。</p>	<p>幼稚園・保育所の共用化施設数 171件〔累計〕（平成14年5月現在）</p>	<p>「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針について」（平成14年12月24日閣議報告）において、「地域における幼稚園と保育所の連携の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼稚園と保育所の制度間のあり方や運営に係る経費負担のあり方について検討を行う」「保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金のあり方について検討する」とこととされているところ。</p>	<p>・幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすくなるための措置について、平成15年度中に検討・措置する。 ・保育所の調理室については、余裕教室に保育所を設置する場合等において、安全性等が確保されている場合には、調理室の兼用を認めることについて、平成15年度中に検討・措置する。</p>
		<p><児童相談所、児童福祉司を含めた福祉サービスの在り方> ○社会保障審議会児童部会で検討するとともに、昨年12月に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」を設置し、検討しているところ。 （児童部会） 第6回平成14年9月27日 （専門委員会） 第1回平成14年12月3日 第2回平成15年1月29日</p>		<p>児童相談所及び児童福祉司は、児童虐待対応の中心的役割を担う機関及び職種として専門機能の向上が強く求められており、今後、必置規制の見直しにより機能の維持・向上が可能かどうか検討していく必要がある。</p>	<p>今後、社会保障審議会児童部会等における議論を踏まえ、平成16年度を目途に結論を得る。</p>

	厚生労働省	<p><保健所長の医師資格要件の廃止> 平成14年度中に保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設けた。(3月25日第一回検討会)</p>	<p>1年程度を目安として検討を行い、検討結果を施策に反映</p>	<p>検討内容 ①保健所が担うべき業務について ②保健所長の職務について ③保健所長に求められる能力について ④保健所長の資格要件についての今後のあり方 ⑤その他</p>	<p>①②1年程度を目安として検討を行う。 ③検討結果を施策に反映</p>
--	-------	--	-----------------------------------	--	--